

矛盾を認めることの難しさ

小山田 圭一 Keiichi Oyamada
東京工業大学

本発表では、矛盾を認めることについていくつかの困難を示し、無矛盾律の擁護とそれに反対する立場への批判を展開したい。なお、ここで言う矛盾とは、ある命題についてその肯定と否定の両方が真であることとする。

さて、「反対対立するものの一方は、もう一方を認識することの拠り所である (unum contrariorum est ratio cognoscendi aliud)^{*1}」と言われることがある。つまり、あることがらを知れば、それと対立することがらを知ることになるし、その逆もまた然りだということである。もしそうだとすれば、無矛盾律を擁護する立場を究めようとした場合、それと対立する立場について考察することは有益であろう。もちろん本発表で取り上げる無矛盾律に反対する立場とは、上述の矛盾が実際にあることを主張する二真論 (dialetheism、真矛盾主義) であり、それと同様の用語法で我々が擁護する立場を表すならば、一真論 (monaletheism) ということになる。一真論とはすなわち、ある命題についてその肯定と否定のいずれか一方のみが真であることを保持する立場である (排中律は共通の前提とする)。したがって、本発表でなされるのは、一真論からの二真論批判であり、また批判を通して一真論の細部における意義を再確認することである。

本発表での議論は次のように進められる。

まず、無矛盾律について三つのことを確認する。一つ目は、その定式化についてである。無矛盾律にはいくつかの定式化があるが、上で述べた意味での矛盾に関わるのは、意味論的な無矛盾律だということになる。すなわち、いかなる命題についてもその肯定と否定の両方が真であることは不可能だとするのが、意味論的な無矛盾律である。ここでは、それとは別の定式化との関係を簡単に確認したい。また二つ目は、無矛盾律の方法論的な位置づけについてである。我々は、様々な場面で様々な前提に依拠しながら、主張や結論を導くが、そこでの前提には確からしさの諸段階を見出すことができる。ここで確認したいのは、そうした段階において、無矛盾律がどんな確からしさを持っているかである。さらに三つ目として、無矛盾律がそれとは別のより原理的な前提から導出されるべき原理ではないことを確認する。

以上を準備として、これまでに指摘されていないと思われる無矛盾律を否定することの三つの困難を考察する。

まずは、方法論上の困難である。二真論を擁護する議論においてしばしば挙げられる逆理はどれも、様々な前提の下で帰結されるものである。そして通常の方法論の下では、前提に対して確からしさの段階が認められる。例えば、物理学において、ある

^{*1} Cf. Thomas Aquinas, *SentEthic* V, lec.1, n.7; *ST* I-II, q.35, a.5, c.; *SCG* II, cap.50; アリストテレス『形而上学』第九卷第二章。

検証実験での結果が、理論的帰結と食い違う場合、まず疑われるのは、実験結果に関わる補助仮説であって理論的前提としての法則や原理ではない。そのことは確からしさの違いを補助仮説と理論的前提との間に認めていることの証左であろう。そして論理的前提としての無矛盾律は通常まず疑われることのないものであるが、疑われるとすれば理論的前提への懐疑のさらに後のことであろう。以上のことは通常の方法論において概ね承認されるものと思われる。しかしながら、二真論を擁護する議論においては、逆理が見出されたことによって棄却されるのがいきなり無矛盾律だということになる。そうした議論においては、個別の理論的前提よりも無矛盾律の方が不確かだということが前提となっていると思われるが、そのことの積極的な根拠付けはなされていない。そしてこのことを踏まえれば、二真論に基いて有効な方法論が展開できるかも疑わしくなることを指摘する。

次は、(論理的)可能性概念との関係における困難である。かつてはトマス・アクィナスやライプニッツが主張し、また現代の様相論理や様相形而上学においても主要な体系において見てとれるように、可能であるということは無矛盾性によって特徴づける考え方はある程度一般的なものである。すなわち、そうした考えによれば、〈あることがらが可能であるとは、それが矛盾しないことである〉ということになる。注意すべきは、〈矛盾があることは不可能である〉という無矛盾律は、言い換えれば、〈可能であることは矛盾しない〉ということであり、上のような特徴付けの一方の部分になっていることである。つまり、可能性概念の無矛盾性による特徴付けは、〈可能であることは矛盾しない(無矛盾律)〉と、〈矛盾しないことは可能である〉という二つの部分からなる。今、二真論がある種の矛盾を可能なものとするかぎり、こうした特徴付けは変更を迫られるが、その変更について二真論の側からの有効な提案は未だ無いと思われる。

最後は、実践的な応用可能性に関する困難である。矛盾が真に存在することを認める二真論は、それが前提とする存在論的状况から要請される論理として矛盾許容型論理を採用する。しかし、矛盾許容型論理を我々が実際に行っている推論に応用しようとした場合、ただちに困難に陥るように思われる。というのも、矛盾許容型論理には形式的な意味論によって裏付けを得ているものは多いにしても、そこでの否定や含意の意味を明確に理解できるようなものはほとんど無いからである。二真論によって矛盾が実在することを認めれば、それによって我々の論理的な枠組みにおける否定の意味、あるいは含意の意味は必然的に別のものになる。しかし、その意味が理解できなければ、単なる形式的な当て嵌め以外に、二真論に即して実際の推論を行うことはできない筈である。